

(公印省略)
国医第1886号-1
令和5年9月25日

各医療機関の長 様

兵庫県福祉部国保医療課長

新型コロナウイルス感染症に係る令和5年10月以降の福祉医療の取扱いについて

令和5年5月8日から感染症法上の位置づけが5類感染症に変更されたことに伴う福祉医療の取扱いについては、令和5年6月28日付け国医第1422号「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う福祉医療の取扱いについて」及び令和5年8月9日付け国医第1667号-1「新型コロナウイルス感染症5類移行に伴う公費負担措置と福祉医療の取扱いに係る周知について」により、ご協力をお願いしておりましたが、このたび令和5年9月15日付け国事務連絡「新型コロナウイルス感染症の令和5年10月以降の医療提供体制の移行及び公費支援の具体的内容について」により、令和5年10月1日以降の患者等に対する公費負担の取扱いが示されました。

つきましては、福祉医療の取扱いについて、下記のとおりとしますので、引き続きご対応をお願いします。

記

1 主な変更点

(1) 治療薬の自己負担軽減

10月1日以降は一定の自己負担を求めた上で公費支援が継続されることとなったため、国の公費支援適用後の自己負担額について、福祉医療の対象とします（償還払い。2(2)参照）。

(2) 入院医療費の自己負担軽減

10月1日以降は高額療養費制度の自己負担限度額からの減額幅を原則1万円に見直した上で継続されることとなったため、国の公費支援適用後の自己負担額について、引き続き福祉医療の対象とします（償還払い。2(2)参照）。

2 医療機関にお願いしたいこと

(1) 国の公費は福祉医療に優先しますので、新型コロナウイルス感染症の公費支援の対象となる場合には、必ず国の公費支援を適用してください。

(2) 審査支払機関の現行のシステムでは、新型コロナウイルス感染症の公費支援適用後はレセプトによる福祉医療の請求ができないため、福祉医療制度の受給者証をお持ちの患者には、対象となる治療薬（治療薬を含む外来医療費）、入院医療費について、窓口で健康保険及び国の公費支援適用後の自己負担額をお支払いいただく際、お住まいの市町に領収書を持参の上、福祉医療の償還払いの手続をしていただくよう、ご案内願います。

3 取扱期間

令和5年10月1日から国の措置の終了（令和6年3月末）まで。
国の方針によって変更があれば、改めて通知します。

4 その他

- (1) 令和5年5月8日以降に新型コロナウイルス感染症で入院され、国の公費支援を受けた方について、該当者がいらっしゃる場合に対象患者リストを本県保健医療部感染症対策課から送付しておりますが、こちらは国の措置導入時に福祉医療の取扱いの周知が遅れた患者へのご案内の対応のために送付しておりましたので、令和5年10月審査分まで送付を終了します。

なお、福祉医療受給者証をお持ちの方への、窓口での福祉医療費助成のご案内（上記2（2））については、引き続きご協力をお願いします。

- (2) 患者へのご案内に際しては、別添「新型コロナウイルス感染症で令和5年5月8日以降入院された方・令和5年10月1日以降に外来受診で治療薬代の自己負担が生じた方へ」の文書をご活用ください。

また、県ホームページに関連文書等を掲載しておりますので、ご参照ください。

県ホームページURL：https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf07/hw06_000000038.html

[問合せ先]

兵庫県福祉部国保医療課医療福祉班

TEL：078-341-7711（内線）3018、2953